

令和2年4月8日

教職員各位

学校法人 麻生塾

教職員の体温管理及び体調管理について（来校者の体温管理を含む）

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応につき、麻生専門学校グループ全教職員に下記事項の徹底を指示する。下記事項は職務上の指示であり、必ず遵守すること。指示に従わない場合には、就業規則違反となる場合があることを申し添える（就業規則第44条1号、「正当な理由がなく職務上の指示に従わないとき」）

学校法人麻生塾は、教職員・学生の新型コロナウイルス感染者が最小限となる運営を目指し、その目標に向け、教職員の協力をお願いする。

記

1. 教職員出勤時の体温計測、体調管理による出勤抑制について

<支援業務がある場合の出勤前の体調チェック>

①自身の体調をチェックする。

（風邪の症状や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が無いかな）

②出勤前に自宅で必ず検温する。

③上記①で体調不良を感じるもしくは②で体温が37度以上ある教職員については、自宅待機とし、症状を上司に報告すること。

④出勤時に必ず校舎入口で第三者にて非接触型検温機（使い方の説明文は別途配信する）にて検温し、確認結果を別紙「入館管理表」（様式3）に記録すること。その際、**体温が37度以上ある教職員は入館をしてはならない。**

この入館管理表は後日提出の可能性があるので、確実に記入・保管すること。

「入館管理表」での体温管理・入館管理は、緊急事態宣言による学校休校時とし、それ以降は、「自己健康管理表」（様式2）に記入し自己管理とし、上長は定期的に確認するものとする。但し、この運用を変更することがある。

<出勤後の体調不良>

出勤後、体調不良となった教職員は、マスクを着用し状況報告したうえ、速やかに帰宅すること。

<リモートワーク中の体調不良>

リモートワーク中に発熱した場合、あるいは体調不良に陥った場合には、**ルールに従い**「帰国者・接触者相談センター」に必ず相談し、その指示に従うものとする（**下記4参照**）。その際、上長に症状を報告するものとする。

2. 来校者の体温計測、入館拒否について

<来校者についての入館について>

外部からの入館者（在校生、保護者、業者等）については、来校時に必ず校舎入口で第三者が非接触型検温機にて検温し、第三者による確認をし、結果を、別紙「入館管理表」（様式3）に記録すること。来校者については、当分の間、入館管理表を運用するものとする。

その際、**体温が37度以上ある場合には入館させてはならない。**

※各教職員は、発熱や体調不良があるにもかかわらず、それを隠して業務にあたることは厳に禁止する。

※各教職員は、上記発熱や体調不良の疑いがある教職員を現認した場合には、業務をさせてはならず、当該教職員を速やかに帰宅させること。

※教職員の症状等については、別紙「有症者状況報告書（様式1）」にて速やかに上長に報告し、上長はリスクマネジメント委員会（窓口：法務Gグループ長）**に提出すること。**

※上記項目で判断に窮する場合は部門長取りまとめの上、リスクマネジメント委員会（窓口：法務Gグループ長）**に連絡すること。**

3. 自宅待機の目安

下記の条件を満たした場合に勤務を認める。

「各種薬剤（解熱剤、風邪薬、咳止めなどの薬）の**内服のない状態**で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感、などが消失してから48時間を経過していること（症状が消失した日を0日として、3日目からの復帰）。」

4. 自宅待機後4日経っても解熱しない場合

自宅待機要件は37度程度としているが、下記の体温及び症状がある場合は「帰国者・接触者相談センター」に必ず相談する。「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合」は、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせをし、指示に従うこと。

以上